

製品生産事業請負契約書

(案)

1 事業名 製品生産請負事業 (素材生産 中信3 奈川第一)

2 事業場所 長野県松本市 奈川第一国有林326に林小班

3 請負予定期量 別紙事業内訳書のとおり。

4 事業期間 契約締結日の翌日 から
令和 7年12月19日まで

5 請負予定期額
—
(うち取引に係わる消費税及び地方消費税の額 —)

6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(選択されるものは○印、削除されるものは×印。)

適用削除の区分	選択項目	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
○	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第3項
○	部分払 4回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあっては別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定期日
錠前	トラック封印用鍵	2	中信森林管理署	契約締結後

8 特約事項

1) なし。

上記の事業については、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで交付した国有林野事業製品生産請負事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帶して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 長野県松本市島立1256-1

氏名 分任支出負担行為担当官 中信森林管理署長 高塚 慎司

請負者 住所

氏名

製品生産請負事業(素材生産 中信3 奈川第一) 事業内訳表

	事業別	経常		小計	
資材 内容	国 有 林 名	奈川第一			
	林 小 班	326に		1小班	
	面 積	4.18ha		4.18ha	
	林 齢	98年			
	本 数	1,822本		1,822本	
	材 積	1,510.47m ³		1,510.47m ³	
	平 均 樹 高	25m			
	平 均 胸 径	34cm			
	伐 採 種	皆伐			
	伐 採 率	100%			
樹種別 内訳		本数	材積	本数	材積
	ス ギ				
	カ ラ マ ツ	921本	1313.29m ³	921本	1313.29m ³
	ヒ ノ キ				
	人 サ ワ ラ				
	そ の 他 N				
	そ の 他 L	901本	197.18m ³	901本	197.18m ³
	合 計	1,822本	1,510.47m ³	1,822本	1,510.47m ³
請負 内容	最 終	580m ³		580m ³	
	山 元	580m ³		580m ³	
	合 計	1,160m ³		1,160m ³	
	利 用 率	77%		77%	
法令	保 安 林	水源かん養保安林			
	公 園 法				
	そ の 他	鳥獣保護区			

製品生産請負事業（素材生産 中信3 奈川第一）特記仕様書

作業種	作業仕様
伐倒・集造材	<p>1. 材の品質低下が懸念される夏期は、伐倒・集造材した材は、先山・現場に滞貨させることなく、指定土場まで速やかに搬出すること。</p> <p>2. 造材は別紙「造材採材基準」を基本とするが、監督職員や署担当者等から別途指示があった場合は、それに従うものとする。</p>
材の選別、枝条、打ち出し木の処理	<p>1. 低質材（パルプ材）は、一般材と混同して柾積を行わないこと。</p> <p>2. 枝条等の具体的な処理方法等については、監督職員の指示に従うものとする。</p>
森林作業道作設	<p>1. 森林作業道作設に関しては、森林作業道作設特記仕様書（中部森林管理局標準）及び別紙 特記仕様書（林地保全に配慮した施行推進）等に基づき作設すること。</p> <p>2. 森林作業道作設予定線踏査後は、監督職員と作設前の調整を行うこと。</p> <p>3. 森林作業道作設後は、全路線をG P S等（実測可）で測定し、位置情報、工作物の位置及び数量等を監督職員経由で提出すること。</p> <p>なお、森林作業道作設、工作物作設の作設前、作設中、完成後の記録写真（工種毎に2～3枚程度）も提出すること。</p>
素材運搬 (最終普通材)	<p>1. 素材運搬等については、貨物自動車運送業法を遵守すること。</p> <p>2. 故意または過失その他請負者の責に帰する理由により、運搬中の物件を滅失または損傷した場合には、森林管理署長の指示に従い、その物件の代金を納付し、またはその損害を賠償しなければならない。</p> <p>3. 運転者は運送路の諸規制等を守り、安全に運行しなければならない。</p>

林道等の施設利用	<p>1. 木材搬出等で林道等の施設を破損させた場合は、現状復旧させること。</p> <p>2. 碎石等を使用して土場及び林道の修理が必要な場合は、監督職員及び署の事業担当者と必要量等を協議した上で行うこと。</p>
その他	<p>1. 当事業地は法令制限林であるため、保安林伐採協議等が整った後に作業着手すること。</p> <p>2. 水質汚濁等の問題については、事業計画及び事業実行段階において十分に検討し、周辺地域等の環境保全に努めなければならない。乙の責により汚濁等が発生した場合は、乙において汚濁等の除去及び防止対策、周辺地域及び下流の関係者への説明を講じなければならない。</p> <p>3. 発注者又は発注者が指定する第三者が行う会議、現地検討会等を開催する場合には、監督職員等と調整の上、協力すること。</p> <p>4. 上記によりがたい場合は、監督職員の指示に従うものとする。</p>

特記仕様書

(林地保全に配慮した施業推進)

森林作業道を作設する場合の製品生産事業の実行にあたっては、特記仕様書(森林作業道作設)及び森林作業道作設指針に沿って実施しているところであるが、林地保全に配慮した施業を担保するため、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 請負者は、森林作業道作設指針に即して特記仕様書(森林作業道作設)を遵守しなければならない。
- (2) 請負者は、作設する森林作業道の路線計画を明示した図面を含めた事業計画を森林管理署長等に提出し、その確認を受けなければならない。
- (3) 請負者は、(2)で確認を受けた森林作業道の計画に変更が生じたときは、その変更内容について森林管理署長等に提出し、その確認を受けなければならない。
- (4) 森林管理署長等は、路線計画と異なる森林作業道を施工した場合等、請負者の責に帰すべき理由により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等の林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、請負者は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

特記仕様書(森林作業道作設)

(中部森林管理局標準例)

本事業で作設する路網は継続的に用いられる森林作業道によること。

森林作業道の作設にあたっては、路体は堅固な土壤造によることを基本とし、構造物は地形・地質、土質、人家等との位置関係等の条件から、必要な箇所に限定して設置するものとするほか、下記によること。

第1 路線計画

1 計画

路線(線形)については、次に配慮する。

①車両系の作業システムの効率性が効果的に引き出されるよう配置する。

なお、土砂の流出又は林地の崩壊により下流に被害を生じさせるおそれがある場合には、森林作業道によらない架線集材での作業システムを検討する。

②地形・地質の安定している安全な箇所を通過するようにする。

③地形に沿った屈曲線形とする。

④排水を考慮した波形勾配とする。

2 幅員等

幅員は3mまでとする。ただし、林業機械を用いた作業の安全性、作業性の確保から必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

3 縦断・横断勾配及び排水計画

縦断勾配は、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を集積し安全に上り走行・下り走行ができることを基本とし、概ね 10° (18%)以下とし、やむを得ない場合は、短区間に限り概ね 14° (25%)程度とする。

また、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

なお、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避け、原則として水平とする。排水はカーブ上部の入口付近で行う。(又は、事業終了時にカーブの出口に水切り等を行う。)

第2 施工

1 切土

切土工は、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土工は、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し1.5m程度以内に抑えることに努める。局所的に切土高が高くなる場合には、土質に応じた切土のり面勾配の工夫や現地に適した構造物の設置等を検討する。

切土のり面勾配は、管内の施工実績等を勘案し、直切りを原則とする。ただし、土質、地質に応じては、また、切土高が著しく高くなる場合には、6分、3分(岩石)とする。

2 盛土

盛土については、堅固な路体をつくるため、地山に段切りを行った上で、概ね30cm程度の層ごとにバケット及び履帶を用いて十分に締固める。

なお、強度を有しない土質の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を概ね30cm程度の層ごとに締固め、路体全体としての強度を得る。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、縦方向での土量調整も行う。

3 構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等から、必要に応じて設置する。現地発生資材を活用した丸太組等について、利用の頻度やコスト等を考慮して選定する。

4 伐開

伐開は、幅員に応じた必要最小限の幅とする。そのため、支障木の伐倒は、安全を確保した上で、出来る限り森林作業道作設と同様に実施する。

第3 周辺環境への配慮

人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象への土砂、転石、伐倒木等が落下しないようにするほか、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは必要な対策を検討する。

第4 その他

1 表土、根株の扱い

はぎ取り表土や根株を、盛土のり面保護工として利用する場合は、土質、根株の大きさ、萌芽更新の容易性等を吟味し、地山(心土)を概ね30cmの層毎にバケット等で締め固める際に、土羽工の一部として用いること。

なお、表土は植生回復を促すため、上記各層の間の土羽表面に挟み込むようにして十分締め固める。

また、根株は表土や地山(心土)等と一緒に十分締め固めるとともに、作業に支障のないよう固定する。

根株を丸ごと路体内に完全に埋没すること等は、締め固めが難しくなるので避ける。

また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

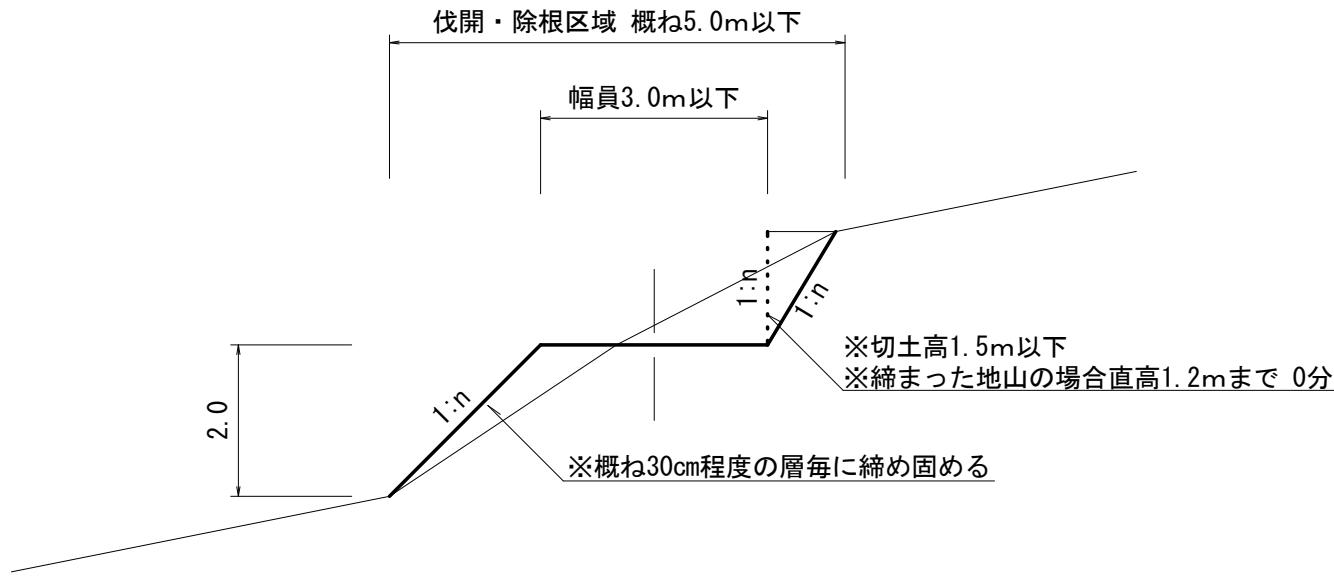
2 事業中断及び終了時

事業中断及び終了時において、洗堀を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

3 その他

この特記仕様書は、森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)に基づき、中部森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件、路網開設実績等を踏まえ、定めたものである。なお、この仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

森林作業道標準横断図



切 土 勾 配	土砂 6分
	岩 0~3分
盛 土 勾 配	2m以下 1 : 1.0
	2m超 1 : 1.2

(令和2年2月一部改正)

造材採材基準

中部森林管理局 中信森林管理署

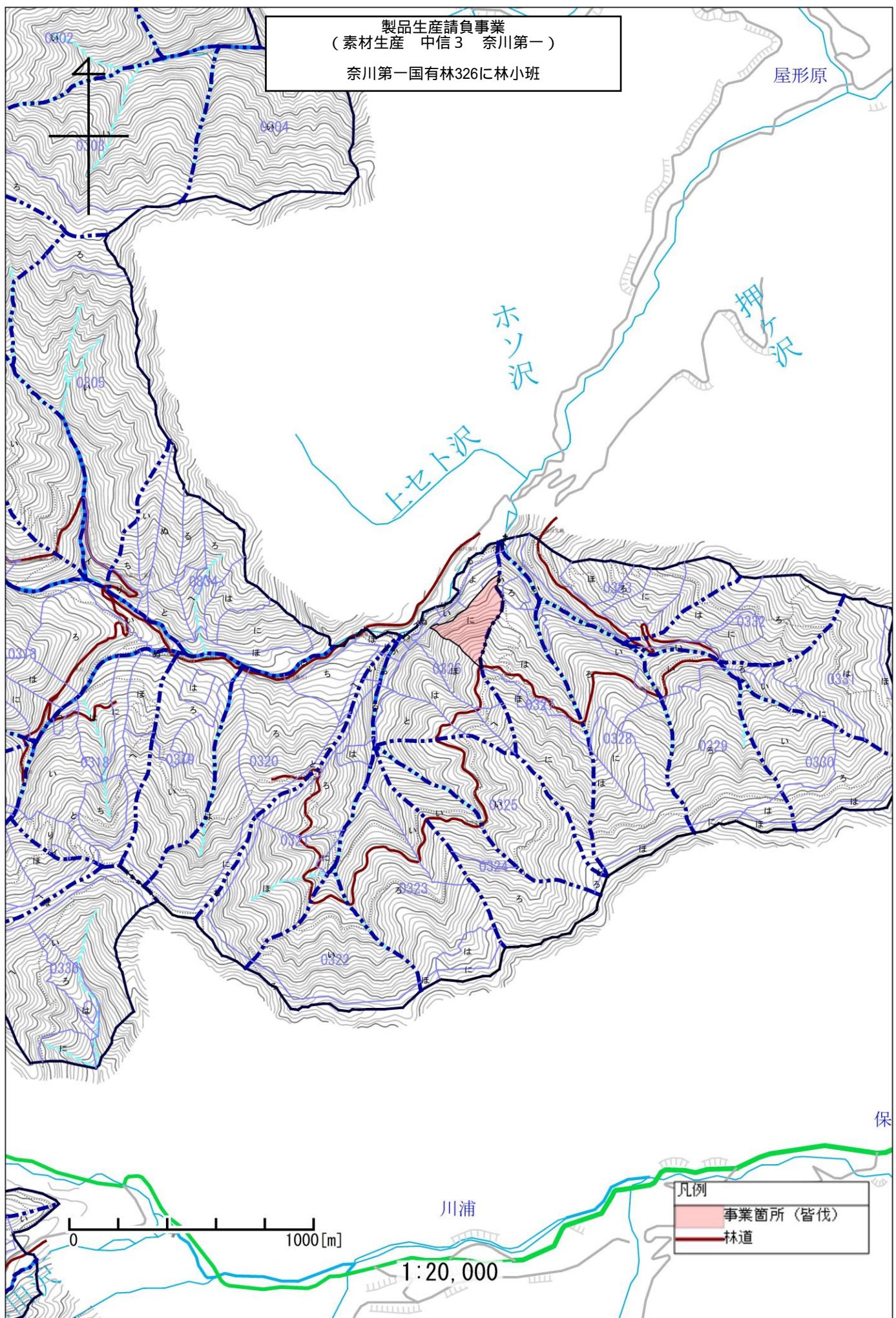
〔造材寸法基準〕

樹種	径級(cm)	元中別	長 級				摘要
			採材順位1	採材順位2	採材順位3	採材順位4	
ヒノキ	30 上	元玉	6m・5m 通直材	4m 通直材	3m 4m採材ができない通直材	2m 左記の採材が不適当な材	目流等を60cm未満付することにより、元玉であることが容易に判断できるようになること。
		中玉	4m 「基本長級」	3m 4m採材ができない通直材	2m 左記の採材が不適当な材		
	24~28	元玉	4m 通直材	3m 4m採材ができない通直材	2m 左記の採材が不適当な材		目流等を60cm未満付することにより、元玉であることが容易に判断できるようになること。
		中玉	4m 「基本長級」	3m 4m採材ができない通直材	2m 左記の採材が不適当な材		
	14~22	元玉	6m(18~22cm) 通直材	3m(柱材) 「基本長級」	4m(一般材長級) 左記の採材が不適当な材	2m 左記の採材が不適当な材	目流等を60cm未満付することにより、元玉であることが容易に判断できるようになること。
		中玉	3m(柱材) 「基本長級」	4m(一般材長級) 左記の採材が不適当な材	2m 左記の採材が不適当な材		
	13 下	全部	4m 「基本長級」	3m 左記の採材が不適当な材	2m 左記の採材が不適当な材		
スギ	全 部	全 部	4m 「基本長級」	3m 4m採材ができない通直材	2m 左記の採材が不適当な材		大径良材については、目流等を60cm未満付することにより、元玉であることが容易に判断できるようになること。
カラマツ	全 部	全 部	4m 「基本長級」	2m 左記の採材が不適当な材			
アカマツ トウヒ ヒバ ヒメコマツ モミ ツガ	30 上	元玉	5m 通直良質材	4m 「基本長級」	3m 4m採材ができない通直材	2m 左記の採材が不適当な材	目流等を60cm未満付することにより、元玉であることが容易に判断できるようになること。
		中玉	5m 通直良質材	4m 「基本長級」	3m 4m採材ができない通直材	2m 左記の採材が不適当な材	
	28 下	全 部	4m 「基本長級」	3m 4m採材ができない通直材	2m 左記の採材が不適当な材		
その他 N	全 部	全 部	4m 「基本長級」	3m 4m採材ができない通直材	2m 左記の採材が不適当な材		
ケヤキ・ナラ ウダイカンバ	全 部	全 部	有尺(40cm上) 良質材	4.3m(一般材長級) 「基本長級」	3.2m 左記の採材が不適当な材	2.1m 左記の採材が不適当な材	有尺はサバ止めを基本とする。
その他 L	全 部	全 部	有尺(50cm上) 良質材	4.3m(一般材長級) 「基本長級」	3.2m 左記の採材が不適当な材	2.1m 左記の採材が不適当な材	有尺はサバ止めを基本とする。
延寸	元玉を除く人工林 10cm				天然林 10cm	一般材最小径	9cm

* 特殊需要材等に係わる造材及び採材については、この基準にかかわらず、別途指示に基づき実施するものとする。

製品生産請負事業
(素材生産 中信3 奈川第一)

奈川第一国有林326に林小班



製品生産請負事業
(素材生産 中信3 奈川第一)

奈川第一国有林326に林小班

4

